

# 私的自由の境界

—— 戦間期イギリスにおける同性愛犯罪法改正論議（上） ——

## Boundaries between Public and Private: Sexual Offences Law Reform Movement in the Pre-war Britain ( I )

市橋 秀夫\*

目次

1. はじめに
2. 警察による取り締まりの強化
3. 同性愛行為取り締まりにおける男女平等主義
  - 3-1. 「女性による猥褻行為」取り締まり法案の帰趨
  - 3-2. 男性同性愛行為取り締まり法批判
4. 『さびしさの泉』裁判
  - 4-1. 自主回収から裁判へ
  - 4-2. 知識人たちの反応
5. まとめ

### 1. はじめに

19世紀末に強化された男性同性愛行為を犯罪として処罰する諸法律が、イングランドにおいて初めて改革されたのは、第二次世界大戦後もようやく1960年代末になってからのことであった。また、この最初の改革の出発点になったと一般的にみなされている政府内務省委員会報告書（ウルフェンデン委員会報告書）が刊行されたのは、そのおよそ10年前の1958年である。そのため、この法律改革の経緯をめぐる歴史的研究の多くは、戦後の1950年代末のウルフェンデン委員会報告書刊行以降の時期を対象としたものがほとんどで、20世紀前半のイングランド社会において関連法制に関してどのような議論がなされていたのかについて論じた研究は比較的少ない状況に

ある<sup>1</sup>。本研究は、とくに戦間期に焦点をあて、先行研究がこの時期をどのように評価してきたのかを検討しつつ、これまでの研究では取り上げられてこなかった同時代史料を利用して、男性同性愛行為を取り締まる法律に対して戦間期イングランド社会がどのような態度の変化をみせたのかあるいはみせなかったのかを再検証し、その変容過程の特徴を明らかにする作業を行なおうとするものである。

戦間期は一般に、労働争議や大恐慌の一方で新産業が台頭したり、「解放された女性」やモダニズムの新思潮が一世を風靡する一方でファシズムや戦争の脅威が台頭したりするなど、錯綜した現象が見られた時代だとみなされている。性の統制を主題にした歴史的研究においては、たとえばジェフリー・ウィークスは以下のように戦間期を位置づけている——性の領域に関して戦間期は「明らかにポスト・ヴィクトリア時代」であったが、同時に、第二次大戦後の1960年代の社会変化以前、すなわち「明らかに寛容時代以前」の時代の空気も持っていた、と。しかし彼は、戦間期全体を「移行期」と規定することは、「性の自由主義への自動的な歩み」を想定することであり、それは「あらゆる類の困難な問題を回避することにはしかならないと論じる。ウィークスは、性の世界は社会情勢の変化による影響を受けて変化したが、同時に連続性も強く見られたという。また、1910年代および20年代は「性革命」の時代であり、逆に1930年代はそのパッ

\* いちはし・ひでお  
埼玉大学教養学部准教授、近現代イギリス社会史

クラッシュの時代であるとする主張が一部のフェミニスト研究者によってなされてきたが、これに対してもウィークスは、掘り下げた検討を展開しているわけではないものの、「見過ごせない逆の流れ」がそれぞれの時代に見られると主張する<sup>2</sup>。

紙幅の関係もあり、本稿で検討の対象とするのは、政府や治安当局などオフィシャルな領域に関わる部分に限られる（それ以外の領域の検討は、続稿にゆずる）。戦間期において同性愛や同性愛者という「問題」は、議会や議会委員会討論、猥褻出版物裁判などでどのように議論され位置づけられていたのか。最初に、（1）男性同性愛犯罪の取り締まり動向を概観し、次に、（2）1920年代初頭の同性愛取り締まりにおける男女の平等化を意図した法案および、それに先立って1918年からなされていた刑法改革論議における同性愛問題、（3）1920年代末の猥褻出版物裁判と同性愛問題、を順に取り上げていくこととする。

## 2. 警察による取り締まりの強化

男性同性愛行為を取り締まる法律が19世紀後半から末にかけて次第に事細かな洗練されたものになっていったことは、よく知られている。1861年の対人身犯罪法<sup>3</sup>はバガリーやその未遂行為あるいは性的暴行を処罰の対象と規定し、1885年の刑法改正法<sup>4</sup>では私的な場所での「著しい猥褻行為」となる同性愛行為も刑事罰の対象にすることを明記した。作家のオスカー・ワイルドは後者の法律の下で有罪判決を受けたが、その1885年法は、危害性などの深刻度が極めて低い同性愛行為に対する当局の摘発を助長するという役割を果たすことになったといえる。実際、19世紀末以降同性愛犯罪の相当部分が、この1885年法のもと

で「男性間の著しい猥褻行為」として摘発され処罰されるようになっており、このことは、1885年法が男性同性愛者に対する迫害の余地を拡張したという見解の妥当性を示すものといえる。さらに1898年の浮浪法<sup>5</sup>では、「不道徳な目的のために、男性に対して男性によってしつこく繰り返される誘惑行為」も犯罪とされた。以上の制定法による処罰に加えて、男性間の猥褻行為は、しばしば地方自治体ごとに制定された各種の条例によって略式裁判に付されることも少なくなかった。このような多岐にわたるときに重複した法律体系の下、男性間のさまざまな相互行為が軽微なものであれ同性愛行為として犯罪を構成する可能性があったのが、20世紀前半の状況だといえる。

ただし、第一次世界大戦以前のエドワード朝時代においては、イギリス政府がとりわけこの種の犯罪の摘発に精力を傾けていたということはなかったようである。1908年の警察に関する王立委員会報告書では、司法関係者の間に男性同性愛犯罪増大の懸念が存在していたことを記しながらも、ロンドン警察が浮浪法で同性愛者を取り締まるのが「まれ」であることに満足の意が表明されている。また、こうした犯罪に対する「鞭打ち刑」の導入を求める声もあったが、内務省はこれを拒絶している。さらには、同性愛者に対する投獄刑について1910年に内務省で再検討がなされたときも、当時内務大臣だったウィンストン・チャーチルは、現行の量刑を引き下げる必要は認めなかったものの、法の執行に一貫性が保たれていないこと、ときに量刑が厳しすぎることで、警察の捜査方法には行き過ぎや偏見があるのではないかという強い懸念をむしろ持っていたのである<sup>6</sup>。

ところが、第一次大戦およびそれ以後の戦間期に入ると、警察の取り締まり活動が強化

されていったことを示す史料が見られるようになってくる。以下に示す表1は、20世紀前

半における警察が記録した男性同性愛犯罪の件数をグラフ化したものである。

表1 警察に記録された男性同性愛犯罪件数, 1898-1938年<sup>7</sup>

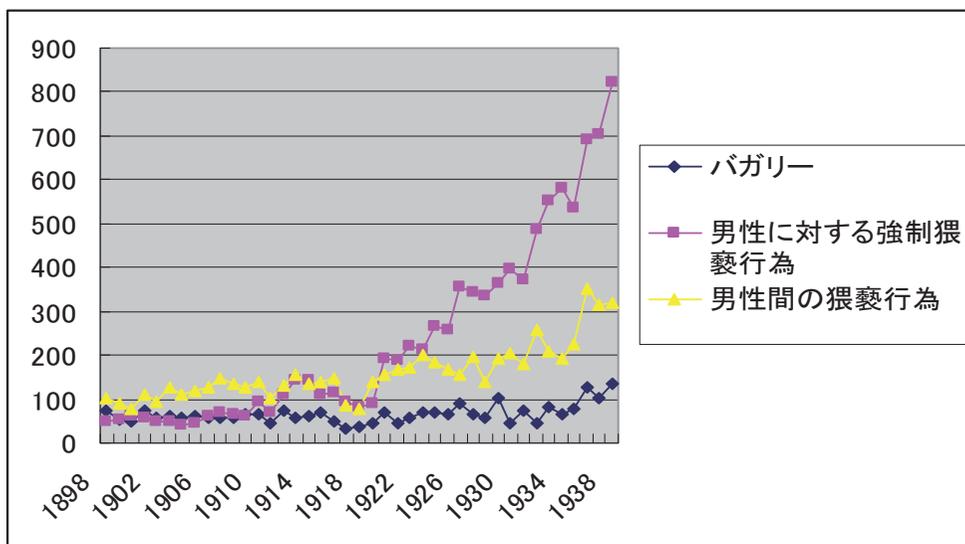


表1は、第一次大戦直後から、バガリーを除く男性同性愛行為、すなわち男性に対する強制猥褻行為や男性間の猥褻行為の犯罪に関する警察記録件数がそれ以前の時期に比べて急増していることを示している。しかし、増加しているのは男性の同性愛犯罪ばかりではなかった。戦間期には、異性愛性犯罪である「女性に対する強制猥褻行為」や「16歳以下14歳以上の女性との非合法性性交」も警察記録件数は大幅に増大していた<sup>8</sup>。また、こうした警察記録件数の増加は、一見同性愛者や同性愛活動が戦間期に急増したという印象を私たちに与えるが、そうではなく、警察当局の性犯罪一般に対する取り締まり強化を反映したものだともみなしうる<sup>9</sup>。より広い、第一次大戦後の社会の不安定さが一部の警察当局をして性規範の強化へと赴かせたのだということもい

えるかもしれない。

しかし、こうした動向がイギリス中で一律にみられたわけではないという点は指摘しておかなくてはならない。政府や国家による組織だった取り締まり強化があったというのは、イギリスにはあてはまらない。戦間期ロンドンの男性同性愛犯罪の取り締まり実態を明らかにしたマット・ホウルブロックの研究<sup>10</sup>によれば、ロンドン市内においてさえ、取り締まりの強化には多大な地域的偏差が認められた。戦間期の同性愛犯罪件数の増加は、一部特定地域の警察の取り締まり強化によるところが大きいのであって、警察全体が取り締まり強化に動いたり、内務省などの政府機関がいわゆる「魔女狩り」的な動きに出たわけではなかったのである<sup>11</sup>。

### 3. 同性愛行為取り締まりにおける男女平等主義

戦間期のイギリス社会が性規範を逸脱する傾向にあるのではないかという懸念が当時増大していたことを示す顕著な事象として、女性同性愛行為に対する取り締まり法案が国会に提出され下院を通過した事例をあげることができる。これは、戦前1912年の改正刑法法案審議の際にも審議対象となる可能性があったが、打診を受けた当時の政府はその審議の妥当性を事前に否定し、結局国会審議の対象となることはなかったという<sup>12</sup>。しかし第一次大戦後の1921年には、16歳未満の少女への性犯罪に対する刑事罰の罰則強化を主目的とした刑法改正法案審議の終盤において、この問題が国会論議の対象となるにいたった。スコットランド出身の保守党議員であり法律家であったフレデリック・マッキステンが「女性による猥褻行為Acts of indecency by females」と題された新条項追加の動議を行なったのである。

この条項は、同性愛行為のうち男性の行為だけを禁じた1885年刑法改正法を、女性同性愛行為にも適用しようとするものだった。マッキステンは、犯罪や離婚を扱う法律家であれば誰もが「現代の社会生活には、阻止されず介入されることのない恐るべき墮落の傾向があることを知っている」とし、女性の同性愛を「道徳的弱さ」や「同性愛の不道徳の恐るべき著しさ」などの言葉を使って幸福な家庭の破壊や高度な文明へ脅威となる害悪だと非難した<sup>13</sup>。

マッキステンによる新条項の提出は、第一次世界大戦下における女性の社会参加の増大や、1918年に女性の国政参政権が一部認められたことに対するひとつの反応の事例だと見られることも一応は可能である。リチャード・デ

イヴンポート=ハインズはこれを「男性の領域に対する女性の侵入」に対する恐れであり「女性の服従と男性中心主義的な権力を維持しようとする欲求」だと見ている<sup>14</sup>。また J・ウィークスは、フェミニズムと女性同性愛主義を関連づけ両者をともに出生率の低下をもたらす害悪とする当時の議論の影響が、新条項導入の動機としてあったのではないかと推測している。そうした側面があったことは間違いないだろう。しかし、渉猟する史料を広げて当時の議論をもう少し掘り下げて検討していくと、道徳悪としての女性同性愛の直接的禁圧や、男性権力による女性抑圧という視角からだけでは理解しえない問題もまた存在していたことがわかる。はじめに、国会での法案論議からみていく。

#### 3-1. 「女性による猥褻行為」取り締まり法案の帰趨

まず興味深いと思われるのは、この新条項を支持した、保守党議員でのちに裁判官となるサー・エルネスト・ワイルドの以下の発言である。彼は1885年刑法改正法の男性同性愛行為の取り締まり条項について、その意義を次のように述べている。

「その条項の成果は、二人の男性間のいかなる著しい猥褻行為も、2年の重労働をとまなう軽罪として、処罰可能にしたことでありました。当時人びとは、そのような忌まわしいことが起こっているとは信じがたいと考えておりました。それを特定して申し上げることは必要ではありませんが、多年にわたってすでに処罰の対象とされてきた究極的な行為 [バガリー] には至らないものの、実のところ道徳的にはそれ以上に悪辣なものである忌まわしい男性間の行為

が起こっているという証拠にもとづいて有罪判決を下すよう陪審が納得させられるようになったのは、年月がたつなかでのことにすぎません。この修正動議は単純に、女性の側での同様の悪徳に対処しようとするものです。」<sup>15</sup>

ここで述べられていることは、1885年法の制定によって、それまで不可視だった犯罪が姿を現したということである。性の逸脱とみなされていた同性愛行為はどんなものであれ処罰の対象にしようとする意図、また目に見えない隠された行為の方にこそ厳しく取り締まるべき重い罪があるとする、道徳十字軍的な見解が見受けられる。ここからも、第一次大戦後の性的逸脱取り締りの気運の高まりを見ることが可能である。

一方で、反論も出された。かつて自由党員でいまや労働党に属していた下院議員ジョサイア・ウェッジウッド大佐<sup>16</sup>は「議会制定法によって人びとを道徳的にすることはできない」と述べ、さらにはこの条項が悪徳を正す以上に、広範囲な脅迫行為をもたらす結果になるだけであると指摘した<sup>17</sup>。また、保守党に属しながら道徳問題に関しては一貫してリベラルな見解を表明し続けた J・T・C・ムーア＝ブラバゾン中佐<sup>18</sup>は、同性愛行為を犯罪ではなく病気の観点から捉えるべきだとしてこの条項に反対した。「われわれが忘れてならないことは、この問題に関してわれわれは犯罪を扱っているのではないということであり、われわれが扱っているのは脳の異常なのであり、これらすべての問題はこの観点から検討しなければなりません」。しかしブラバゾンは条項挿入に反対する別の理由も述べている。

「性的逸脱者を取り扱うには三つの方法し

かありません。第一は死刑です。それは古い昔に試みられ、過激ではありますが、求められていること、すなわちそうした者たちを根絶やしにすることを実施するものでありましょう。第二は、彼らを率直に狂人だと見なして、残りの生涯のあいだ彼らを閉じ込めてしまうことです。これもまた、たいへん満足のいくものでしょう。彼らを追放するものですからね。第三は、彼らをそのままただ放っておく、彼らに注目しない、彼らのことを宣伝しないというものです。これこそ、イングランドで何百年にもわたって採用されてきた方法であります。そして私は、これがいま最良の方法であると信じます。というのは、これらの事例は、自然に根絶するものだからです。性的逸脱者は文明の行き過ぎの例ですが、それは自然に根絶するという利点を持ち合わせており、したがって社会全般に広がったり多大な危害を加えたりすることはありません。…この種の条項を取り入れることは、完全に無垢な人びとの心のうちに最も胸の悪くなる考えを導入するという害をもたらすものなのです・・・。」<sup>19</sup>

このブラバゾンの主張は、第二次大戦後の1950年代後半、議会で男性同性愛行為に関する刑法のあり方が問題になったときにも、チャーチル首相をはじめとする閣僚たちが主張したものと酷似している<sup>20</sup>。1954年にウルフェンデン委員会が設置されその報告書が1957年に出されるまでは、こうした<黙して語らず>、<寝た子を起こすな>という「実用主義的」<sup>21</sup>な態度が、同性愛者に対するイギリス社会の最大公約数的な許容範囲であったように思われる。その範囲内で、存在を嫌悪されながらも同性愛者は許容されたのであり、同性愛者

に理解があったといわれる保守党のブラバゾンが同性愛者を擁護する主張ができたのもその範囲内でのことであった。

国会という公の場で同性愛行為そのものを肯定しうる余地などそもそもなかったことを考慮すれば、のちの時代の基準からは時代の偏見にとらわれたものであり、当時の性の知見の限界が刻印されたものであったと見ることができるにしても、修正条項に反対する発言がなされたこと自体すでに19世紀末とは状況が大きく変わってきていたことを示す証左であると見るべきだろう。このことは、以下に述べる上院での対応にいっそう明確にみとれる。

下院におけるマッキステンの新条項動議はごく短い議論の後148対53で可決されたが、上院においては、きわめて手厳しい批判を受けた上に、これを積極的に支持する発言もなく、あつげなく撤回されるにいたった<sup>22</sup>。そもそも上院での改正刑法法案提出者であったノリッジ主教自身がこの条項については法案の全体の趣旨とは「まったく無関係で望ましくない」と考えていた<sup>23</sup>。最初に反対発言をした保守党のモルムスベリー伯爵<sup>24</sup>は、この問題の検討はまったく不十分であり新条項を支持する「真の証拠はどんなものであれ出されていない」<sup>25</sup>とし、悪徳を減らすどころか脅迫行為を極度に増大させるだけだと述べた。さらに第一次世界大戦と同性愛行為の相互関係について次のように言及した。

「われわれはみな、悪徳が増加してきているのは、戦争がもたらした神経質な状況に部分的にはよるものであることを知っております。しかし私はこうした問題はそれ自身の自己解決にゆだねておくのが最良だと信じております。あらゆる不幸な種類の人

間性は通常の過程を経ておのずと消え去るものであり、それがあらゆる時代を通じてすべての国で起こってきたことであることをわれわれは知っております。禁止することで悪徳を宣伝することになればなるほど、悪徳を増大させることになるのです。」<sup>26</sup>

これはすでに見たブラバゾン中佐の下院での発言と同種のものである。続いて発言したデザート伯爵<sup>27</sup>の反対趣旨もほぼ同じ内容であった。そして14年間の公訴局長官の経験を持つデザート伯爵の発言は、新条項の批判にいっそうの重みを加えることになった。伯爵は、この種の犯罪の十分納得のいく証拠を得ることはほとんどないこと、法制化によって得られるものは脅迫行為の増加であること、法律や裁判が報道されることで逆に世論の不必要な注目を浴びむしろ犯罪は連鎖的に広がる危険性の方が大きいことを主張し、実際に大きな注目を集めた男性同性愛行為事件の起訴後には18ヶ月にわたって全国でこの種の犯罪が増加したと述べた。さらにデザート伯爵は、女性同性愛者の数は実際には「きわめて少数」にすぎないと断言した<sup>28</sup>。

上院における新条項の運命は、大法官のバーケンヘッド卿<sup>29</sup>からの追い討ちをかける批判で逃れようのないものとなった。大法官は、この修正条項が今回の改正法案とは本来的に無関係であるにもかかわらず、政府の関係部局への事前相談がまったくないままに突如下院討論の最終段階で一下院議員から出され、十分な議論もなく成立したことの妥当性を問うた。大法官はこれを「立法機関が取りうる最も驚くべき手続きのひとつ」であるように思われる、と厳しく批判したのである<sup>30</sup>。

こうしてこの法案は葬り去られることになった。戦間期においては、性的逸脱行為が増

大しているのではないかという懸念が強まっていたということが一方でありながら、法律による処罰という単純な措置では事態に対応できないとする認識も一定の理解を得るようになっていたということができるのではないだろうか。

### 3-2. 男性同性愛行為取り締まり法批判

この法改正の過程では、マッキステンによる新条項導入に先んじて、意外な人物からも、女性同性愛行為の刑事罰化を求める声があがっていた。フェミニスト運動や刑法改正運動を強く支持し、性に関する多様な議論の場を提供していた英国性心理学研究協会のメンバーでもあったロンドンの治安判事セル・モーリス・チャップマン<sup>31</sup>が、1920年10月21日、刑法改正審議過程で設置された特別委員会<sup>32</sup>の意見聴取の際に、「女性同士の著しい猥褻行為」に対しても男性の場合と同様の刑事罰規定を同刑法改正法案のなかに設けるべきだと提言したのである<sup>33</sup>。

こうしたチャップマンの女性同性愛行為の刑事罰化要求について、レズリー・ホールは、根拠は示していないものの「女性そのものを攻撃するというよりも、男性同性愛者に適用されている1885年の刑法改正法の一貫性を欠く不正義に対して注意を引こうとしたのかもしれない」と述べたという<sup>34</sup>。また、この問題を、当時内務省で問題となっていた首都ロンドンにおける女性警察官の是非という文脈にからめて検討したローラ・ドアンは、この1920年から21年に女性同性愛行為を問題視する声があがり始めた理由を、不道徳であることを理由にした女性同性愛への直接的攻撃としてではなく、女性警察官という「特定グループの自己存在表明の実践および経済的自立戦略に対するひとつの反応」、あるいは「他の政治的

ないしは個人的目的を達成しようとする一定の女性たちや運動〔女性警察官制度化の運動〕への反対として惹起された実利的な戦略」として捉えようとしている<sup>35</sup>。本稿で見てきたマッキステンやその支持者に代表される言論をふまえれば、ドアンの議論の有効性の射程には大きな限界があると言わざるを得ないが、チャップマン自身の提案の動機には、マッキステンらのそれとは逆に、同性愛嫌悪ではなく、未成年少女を性犯罪から保護するという意図および男女間の「完全なる平等」という原則主義があったのではないかという彼女の推測は重要である。

チャップマンが証言したこの特別委員会は、実際には、途中1918年末の議会解散があったため、都合2回にわたって報告書を出している。ドアンが検討したのは、どういうわけか1920年に出された最後の報告書のみである。だが、チャップマンは1918年10月31日、1回目の委員会意見聴取にも応じているのである。その記録を読むと、ホールやドアンの推測を裏付けるチャップマンの発言を見出すことができる。そこにおいてチャップマンは、法が男女平等であるべきことを強く主張しているし、同性愛行為に対しては、マッキステンのような道徳的な嫌悪を抱いていたわけではなく、1885年の同性愛行為取り締まり条項改革の不可欠性を痛感していたことも明らかである。以下に見るように、彼は、委員会からの質問範囲からは逸脱することをむしろ承知で、私的空間における男性同性愛行為に対する刑事罰がどのような問題を生んでいるのかを委員会に証言しているのである。

1885年の刑法改正法では、13歳未満の少女との性交を重罪と定め、13歳以上16歳未満の少女との性交を軽罪としていたが、後者には「少女が16歳以上であると信ずる合理的な

理由」があったときには罪を免れることができるとする抜け道が用意されていた。少女をいっそう良く保護する立場から1885年法を強化するというのが、委員会が検討対象としていた改正法案の主眼であった。チャップマンは、この刑法改正法案の文言の是非に関する質問を受けた際に、法案では猥褻行為act of indecencyの取り扱いに関して、私的な場と公の場での区別がなされていないことに強い懸念を表明した。そしてチャップマンは、この法案は少女への猥褻行為、すなわち異性間の猥褻行為の取り締まり強化を狙った改正案であったにもかかわらず、猥褻行為を処罰する際に私的空間と公的空間の区別がなされていないがために起こる問題であるという議論の枠組みを利用して、男性間の猥褻行為を処罰対象にした現行法にも深刻な不備があることを具体的な事件例を取り上げて論じていったのである。

彼はまず次のように言う。自分が治安判事として自ら裁くときには有罪を下さざるを得ない猥褻犯罪の容疑者が、陪審による正式裁判へと起訴事件が送致されたときには、有罪の圧倒的な証拠があるにもかかわらず陪審はつねに無罪と評決するのはなぜか。

「…それはこういう理由からだとは私は考えざるを得ません。つまり、男性たちは猥褻行為で裁判に送られますが、その猥褻行為が私的に犯され、そして私的に発見された場合、陪審は公的な場所で犯されたものであれば罰するに十分値するかもしれないが、私的に犯されたものであれば6ヶ月ないしは2年におよぶ刑事罰の正当な対象ではないと考えるということです。陪審たちの内心には、私的に犯された猥褻行為の取り扱い〔法律による処罰〕は合理的な範囲を越えてお

り、公衆の良心が同意できる範囲を越えているということを示唆する何かがあるように思えてなりません。私には二例の経験があります。ひとつは半年前のもの、ひとつは一年前のものです。洗練された、教育を受けた人物が、猥褻行為の咎で私のもとに連れてこられました。私が陪審裁判に送致して無罪になった事件ほど〔犯された犯罪は〕ひどくはないものだったのですが…どちらの場合も、彼らは自殺したのです。」<sup>36</sup>

チャップマンがここで語っている事件は、異性間のもとも同性間のもともいづれにもとることができるが、続けてチャップマンは、より明確に男性間の私的性的行為を刑事罰の対象とすることがもたらす「深刻な困難」を、パブリック・スクールの例を取り上げて語っている。

「…パブリック・スクールで起こっている、私たちがみなよく知っている悪習についてご存知ですね。パブリック・スクールでの17歳の少年と15歳の少年との悪習については誰もが知っていることです。彼〔=17歳の少年〕は、この〔提案されている改正法案の〕もとでは摘発され、17歳未満の相手との猥褻行為は6ヶ月から2年の刑を受けることになります。実際には、公的な場で起きたもの以外、このような事件が私のもとに持ちこまれたことは一度しかありません。一度だけ、ソドミー未遂で摘発された若者を見ました。これがそのとおりであるなら、私的に犯された猥褻行為で起訴される可能性は、優れた学校で教育を受けている人間には決して起こりえないのであり、住まうべき私的空間を持たないがゆえに人生を公的な場所でいやおうなく過ごしている子どもや少年

にはしばしば重大事となるのです。こうした罪状が現実にはつねに貧しい人間に襲いかかるものであるのは公平ではありません。少なくとも、同じような事例で裁判にかけられることがないものがあるということを知りながら、このような事件が裁かれるのを見ることは私の良心に反するものであるということを申し上げておきます。そして私たちは、彼らが裁判にかけられるのを恥ずべきでしょう。みなさんをうんざりさせてはいないと思いたいのですが、過日起こった事件をお話しましょう。若い軍人が、もう一人の人物と一緒に、私のもとに連れてこられました。公衆トイレでのそうした類の猥褻容疑で起訴されたのです。」<sup>37</sup>

チャップマンは、こう続けている。

「…それは男性間の猥褻行為でした。二人の警察官に現認されたもので、しかも一度ではありませんでした。若者の一人のほうは直ちに有罪を認めました。彼は申し訳ないと言い、酔っ払っていたに違いない、などと述べ、有罪を自ら認めようとしたのです。このことで私はおそろしく悩み、条例による処罰とし、5ポンドの罰金を科して解放してやることができるかどうか考えました。1週間彼を拘置して、そうしようと思いましたが。しかし彼の連れは、私よりうんと賢く、弁護士を呼んで正式裁判 [= 陪審による正式裁判] に付されることを望んだのです。二人とも正式裁判に付され、私の前では有罪を認めることを望んだ若者が、陪審によって無罪とされました。これは特殊なケースではまったくないのです。」<sup>38</sup>

男性間の猥褻行為を2年以下の懲役刑に処する

ことを定めた1885年の刑法改正法的一条項の不備に対し、チャップマンの強い批判が続く。

「…私は、たんなる猥褻な行為を、それは私的な場で起こる場合もあるわけですが、6ヶ月とか2年の懲役刑に付すのは賢明ではないと思うのです。それはどうしてもなく間違っていると私は思います。陪審は有罪にしようとはしませんし、あらゆる類の脅迫に人をさらすことにもなります。それは変えなくてはならないものだとは考えます。猥褻行為にあつては、暴力が伴うものなのか、猥褻が著しいものなのか、区別しなくてはなりませんし、罪のさまざまな程度に応じて陪審が有罪を下せるようにしなければなりません。」<sup>39</sup>

以上やや長くチャップマンの証言を追ってきたが、おそらく、1885年刑法改正法の男性愛同性愛行為に対する処罰条項への批判が議会関連の公的記録において記録されたのは、これが初めてのことであろう。1938年、86歳の誕生日に死去が報じられたチャップマンは、1918年、男性間の猥褻行為を公私にかかわらず刑事罰の対象とした1885年の刑法改正法第11条項の改革を、議会の公的機関で最初に求めた人物となったのである<sup>40</sup>。治安判事としての職務遂行上のジレンマを訴えるというかたちをとりながらも、チャップマンの証言内容は明らかに、ハヴロック・エリスらがかねて主張してきた私的空間における成人間の性的自由の擁護という主張を下敷きにした、改革のための積極的な提言という性格を持っている。しかし、こうした声は1920年代末においてはなお孤立したものとどまっていた、法改革への動きがつついて起こることはなかった。1920年代とはそういう時代であった。

次に、チャップマンの議会委員会証言からほぼ10年後のことになるが、女性同性愛問題に対する治安当局の態度があらためて示されることになった事件を取り上げて、変化が見られるのかどうか、検討しよう。1928年に刊行されたラドクリフ・ホールの小説『さびしさの泉』の発禁および破棄処分事件である。

#### 4. 『さびしさの泉』裁判

『さびしさの泉』裁判は、第二次大戦後の『チャタレー夫人の恋人』裁判の戦前版ともいえる位置を占める、20世紀イギリスにおいてもっとも有名な猥褻文書裁判のひとつである。ジャンナサン・ケイブ社から出版された『さびしさの泉』は、ある女性同性愛者の人生経験を主題にしてそうした生き方への理解と寛容を訴える内容を持つ小説で、1928年7月、ハヴロック・エリスの短い賛辞付で出版された。発行部数は5,200部、7つの全国新聞に広告が打たれ、ロンドンの有名書店のショウウィンドウを飾った。多くの主要な新聞や雑誌には好意的な書評が掲載され、レオナード・ウルフの書評のように文学的には厳しい評価を下したものはあったが、その主題に対しては理解を示したものばかりであった<sup>41</sup>。およそ一月後の8月19日、女性同性愛という小説の主題そのものを「まったく認められない」<sup>42</sup>とし、きわめてセンセーショナルなかたちでその発禁を求めた日曜紙『サンデー・エクスプレス』が出たことで、『さびしさの泉』の運命は一変することになった。

##### 4-1. 自主回収から裁判へ

刑事裁判化の兆候に危機感を募らせたと思われるジョナサン・ケイブ社は同日、著者であるホールになんの断りもなく、内務大臣あ

てに著作と書評を送り、内務大臣の必要との判断があれば自主回収する旨を伝えた。内務大臣サー・ウィリアム・ジョインソン＝ヒックスは、原理主義的キリスト教福音主義派の道德家として知られていた人物である。ヒックスは公訴局副長官から助言を受け、大法官ヘイルシャム卿<sup>43</sup>とも意見交換の上、『さびしさの泉』は猥褻文書であり刑法での処罰も可能だが、出版社自らの申し出のとおり自主回収を求めるとの返答をしている。刑事起訴ではなく、自主回収を勧告したのは、刑事起訴が本の宣伝の機会となることを避けるべしとの控訴局副局長の助言によるものであった。しかしヒックスはまた、自主回収がなされない場合にはただちに起訴手続きをとるよう指示も出していた<sup>44</sup>。

この事態を受けてジョナサン・ケイブ社は、内務大臣との約束を履行する一方で、パリの出版社に著作権を貸与してオリジナルの版形のまま印刷出版し、ロンドンの委託配送業者へと逆輸入する方策を実行に移した。むろんこれをヒックスが黙認するはずはなかった。10月に入ってふたたび『サンデー・エクスプレス』の編集長ジェイムズ・ダグラスがこの問題を紙面で取り上げ内務大臣の即時介入を要求したとき、内務大臣はただちに関税局に輸入差し押さえの措置を取るよう求めたのである。興味深いのはこの関税局局長の対応である。

関税局長であったサー・フランシス・フラウド<sup>45</sup>とその部下の職員らは実際に『さびしさの泉』を読んだが、ダグラスやヒックスに合意することができなかつたのである。フラウドは、関税局の所轄大臣である蔵相のウィンストン・チャーチルに以下のように書き送っている。

「その主題は真面目に真剣に扱われてお

り、表現は抑制され、優れた文学的な技巧と繊細さを伴っています。ようするに、それは同情と理解に訴えるものであり、物語の哀れむべき悲劇は、性的感情を喚起したり、性的倒錯の実践を奨励して道徳を汚したりするように計算されたものであるとは思われません。もしこの主題が小説で扱われることが許されるものであるならば、これ以上の抑制を持って取り扱うことがどのように可能になるのかを見定めることは困難であります。一方、もしこの主題が認められないものと見なされるならば、われわれの検閲がどこで止むものであるのかを知ることが困難となりましょう。」<sup>46</sup>

差し押さえを正当化する根拠を見いだせなかったフラウドは、この問題へのこれ以上の関与を避けたかった。チャーチルも、税関局は裁判に引っ張り出される立場にはないとの見解を伝えてフラウドを支持した<sup>47</sup>。この言質を取ったフラウドは、すばやく行動した。すなわち、ドーバー港で差し押さえられていたパリからの247冊の『さびしさの泉』は、2週間とたたずに差し押さえを解かれることになったのである。関税局は、猥褻な書物の輸入を防止する義務が法律上定められていたが、それは内務省の法的権限とは無関係のものであり、フラウドは独自のリベラルな判断を貫いたのであった。したがってこの247冊は、ロンドンの委託配送業者によって関税局から運び出されたが、1857年の猥褻刊行物法の下で内務省の所轄する警察によって1928年10月19日、押収されることになったのである<sup>48</sup>。

こうして『さびしさの泉』は、11月16日、ロンドンのバウ・ストリート警察裁判所の主席治安判事であったサー・チャートリス・バイロンのもと裁判に付された。治安判事サー・

チャートリスは、当該書籍の主題は猥褻ではないと主張する弁護側見解に同意し、当該書籍が「相当な文学的メリットを持つ」ことも認めた<sup>49</sup>。しかしながら、いわゆる「専門家の証言・証拠」の採用を繰り返した弁護側の要求に対しては、それらは「意見」にすぎず証拠となりえないとして一切認めなかったし、「当該書籍はきわめて優れた文学的作品であるかもしれないが、なお猥褻足りうる」として、文学的価値の有無と猥褻の基準は無関係であると主張して譲らなかつた<sup>50</sup>。判決の言い渡して治安判事は、『さびしさの泉』が猥褻であると断罪するにあたって、登場する女性の同性愛者たちが自らの問題点を反省することなく、社会に対して一方的に理解と寛容を求めている点を、肉体的関係の描写の問題以上に、執拗に問題視している様子がうかがわれる。彼によれば、そうした女性たちは、許容されるのではなく、非難されなければならないのであつた<sup>51</sup>。こうした治安判事の立論の前では、『さびしさの泉』で描かれている同性愛者は生得的に同性愛志向を持つ者（invert）であつて後天的な自ら選んだ性規範逸脱者（pervert）ではないのであり、作品は社会の側がそうした存在を理解し、寛容に受け入れるべきことを優れた芸術作品に昇華させて訴えたものであるという弁護側の、こんにちから見れば消極的で問題点の多い主張さえも、まったく無力であつた。サー・チャートリスにとっては、それらを理解することこそ猥褻なのであつたといえる。

つづく同年12月14日の控訴審では、「もっとも危険で人を墮落させる本」、「まともに読めば、これは胸の悪くなる本である」などのいっそう苛烈な断罪で控訴棄却が言い渡されている<sup>52</sup>。検察側は、万が一の展開に備えて控訴局長官の友人でもあつた作家ラドヤード・キプリ

ングを証人のひとりに用意したが、このときには一審のときと異なり、弁護側が文学専門家の証人喚問を要求することなく終わった<sup>53</sup>。文学者をはじめとする知識人たちは、『さびしさの泉』をめぐる当局の弾圧に対して、いったいどのように反応したのだろうか。

#### 4-2. 知識人たちの反応

富裕な家庭的背景を持つラドクリフ・ホールは、1920年代半ばにはすでに名声のある小説家であった。その私生活はロンドンの芸術界や文壇ではよく知られていたが、『さびしさの泉』が出版されるまでは、批判の言葉が書かれたことはなかった。彼女が芝居の初日に現れたときなどは誰もが振り返ったが、それは驚愕ではなく、愉快的、エキセントリックなものとして受け入れられていたという<sup>54</sup>。

すでに述べたように、『さびしさの泉』への書評はおおむね好評であり、批判があったとすればそれは文学的評価に関してなされたのであって、主題そのものに対する非難ではなかった。ジョナサン・ケイプ社が自主回収に乗り出したときには、ただちに事態の深刻さをふまえた抗議の声があがっている。たとえば、急進的な自由主義者の時事週刊誌『ネーション・アンド・アテナイアム』の社説は、裁判所ではなく内務大臣に自主回収の是非の問いを立てた出版社の異常を指摘すると同時に、猥褻文書の指定や発禁措置を取る法的権限などないにもかかわらずそれを求めた内務大臣の異常さも指摘して、この事態を「新たな検閲体制」と呼んで政府の対応を厳しく批判した<sup>55</sup>。以後『ネーション・アンド・アテナイアム』には、1ヶ月以上にわたって読者投書欄に「新たな検閲体制」に対する抗議の手紙が掲載されている。E・M・フォースターとヴァージニア・ウルフは連名で、政府による主題のタ

ブー化が作家にとってどれほど危険かを論じ、文学者は「内務省の措置に対して精力的に抗議すべきである」と訴えたとし、T・S・エリオットは、自分は『さびしさの泉』を好まないが、「このような手段—日曜新聞の記事—による弾圧行為が当たり前の習慣となる前に、なんらかのより組織だった抗議がなされることを私はただ提案したい」と述べた<sup>56</sup>。

その後10月19日に警察の押収を受け、実際に起訴された際には、弁護側は証人を得るのに苦労があったとはいえ、40人の著名人を確保することができた。ヴェラ・ブリテン、ジョン・バカン、T・S・エリオット、E・M・フォースター、ジュリアン・ハックスリー、G・B・ショウ、リトン・ストレイチャーなど、作家やジャーナリストのほか、医者、科学者、聖職者などが含まれていた。首相の息子で、同性愛者であり社会主義者であったオリヴァー・ボールドウィンも名を連ねていた<sup>57</sup>。

11月中旬、最初の裁判で猥褻文書と判断され破棄処分命令が出されたときにも、多くの者が抗議の声を上げている。『マンチェスター・ガーディアン』紙には、判決から1週間とたたぬうちに、ヴェラ・ブリテン、アイヴォア・ブラウン、T・S・エリオット、E・M・フォースター、ジュリアン・ハックスリー、G・B・ショウ、レオナード・ウルフ、ヴァージニア・ウルフなど45人の署名入りの抗議の手紙が掲載された。彼らは、芸術的価値のある文学と「粗野なポルノグラフィ」との間の区別を要求し、文学的な価値判断を求めたのである<sup>58</sup>。『マンチェスター・ガーディアン』のほか、全国日刊紙『デイリー・テレグラフ』にも、エリオット、ヴァージニア・ウルフ、フォースターらの作家が猥褻刊行物法を批判する手紙が掲載された<sup>59</sup>。

控訴棄却判決後には、のちにイギリスを代表する時事週刊誌『ニュー・ステーツマン』

の編集長を務めることになるキングズリー・マーティンが、過去60年にわたって判例とされてきた「不道徳な影響に対して無防備な頭脳の人びとを腐敗させ墮落させる」傾向をもって猥褻とする判断基準では言論の自由は守られるべくもないと、やはり法の改正の必要を訴えた<sup>60</sup>。レオナード・ウルフもこれに呼応し、このままでは性について論じる作品はいうまでもなく、治安判事が「胸の悪くなる」とか「単に同意できない」とみなすものなら何であれ発禁の対象にされる可能性があるとし、処罰の対象を「ポルノグラフィックな目的での販売」のみに限定すべきであると主張した<sup>61</sup>。

猥褻出版法の改革を求める声は強く表明されたわけだが、一審の判決に抗議文を出した知識人同様、マーティンもウルフもあくまで言論の自由を擁護する立場、真面目で自由な芸術行為に関する政府の介入を批判する立場から判決を批判したのであって、同性愛を擁護あるいは批判する議論を展開しようとしたわけではなかった。表現および出版の自由をめぐる抗議は強くなされたが、同性愛の是非に踏み込んで論じたものはなかったという<sup>62</sup>。性の志向に関する議論は棚上げにしたかたちで、つまりどのような立場をとるかにかかわらず、そうした主題を真摯に探求し、議論し、表現することについては自由が確保されるべきである、というかたちでの抗議であった。

小説の内容に踏み込んだ議論が裁判所で展開されることがなかった点は、その30年前、同性愛問題を論じたハヴロック・エリスの『性の心理学研究 第1巻 性対象倒錯』（1897年）の猥褻裁判（1898年）において、科学的価値に関する議論が門前払いのかたちを強いられたのによく似ていた<sup>63</sup>。とはいえ、エリスの『性対象倒錯』の販売行為が猥褻文書販売として有罪となり、事実上の発禁処分を受けたとき

には、抗議の声はあがらなかった<sup>64</sup>。対照的に、『さびしさの泉』裁判以後においては、少なくとも知識人のあいだでは言論と表現の自由の擁護という枠組みの範囲内ではあったが、その枠組みを擁護することはなされ、それはすなわち性的志向の多様性の擁護への道を確保することにもつながっていくものであったといえることができるだろう。

## 5. まとめ

1920年代末には、はたして性に関する新しい態度と呼びうるものが、イギリス社会に広がってきていたのだろうか。1929年、経済学者J・A・ホブソンは、出版検閲について、時事週刊誌上で次のように論じて、性についての表現の自由の拡大の必要を訴えている。

「ヴィクトリア朝の人びとの感情を損ね、あるいは嫌悪さえ呼び起こしたような演説や活字化された文章が、こんにちの彼らの子孫にとってはそうではない。これは道徳的な退廃を認めることだろうか？ 必ずしもそうではない。それが意味するのは、『ショッキングなもの』の暴露に秘められた喜びというスリルを求める、性的なものに衝撃を覚えがちな感情を捨て、その代わりに、いまなお婉曲に『生の事実 [性交および生殖行為]』と呼ばれているものに対する、より開かれた正直な態度を良しとすることなのかもしれない。」<sup>65</sup>

だが、このホブソンの論考の後に続いた「文学における猥褻」表現の是非をめぐる誌上投書合戦を見ると、自由主義的な考えを持つ知識人のあいだでも、なお検閲の必要性を訴える議論への支持は決して少なくなかった<sup>66</sup>。

1920年代末における知識人男性たちの性表現に対する評価は、肯定的になった部分もみられるが、変化していない部分もまたみられるのである。『さびしさの泉』を弾圧した内務大臣ジョインソン＝ヒックスが、イギリスの検閲体制の現状に対して揺らぐことのない自信を持っていた<sup>67</sup>としても、驚くべきことではないのかもしれない。

その一方で、「生の事実」に対する率直かつ肯定的な態度がより広く支持されるようになっていたことを示す出来事が、それよりも10年も早い第一次大戦直後から、少なくとも女性たちのあいだにはみられるようになっていた。1918年に刊行されたマリー・ストープスの『結婚愛』がたちまちにしてベストセラーとなったのは、そのことを示す好例であろう。ロス・マッキビンによれば、『結婚愛』が大きな支持を得たのは、ストープスが自由な恋愛における性愛ではなく、婚姻内における性の快楽を強調した点、そしてそれまでのフェミニストの伝統的性愛観とは異なり、男性性の抑制ではなく女性の解放的な性愛を肯定した点にあるのではないかと述べている。さらにマッキビンは、第一次大戦以前において「率直に」性的事実を提示しようとした一般向け書籍が禁欲主義に彩られたものであり、結婚やセックスを喜びではなく犠牲や献身の機会として語っていた点を指摘し、それとは正反対の戦後の女性たちが求めている欲求を『結婚愛』のレトリックは満たしたのだと丹念に論じている<sup>68</sup>。

ところが、そのマリー・ストープスもまた、同性愛については否定的であった<sup>69</sup>。男女の性愛については開放的で世俗的な率直さが第一次大戦直後からすでに見出されるのであるが、同性愛に関する限り、1920年代後半になってもなおそれを擁護する声はそれほど多くは

存在しなかったのである。性の心理学に関する人びとの啓蒙を意図し、1925年に同性愛を主題にした小説の執筆に着手したレジナルド・アンダーウッドが、1928年末の『さびしさの泉』裁判以降6年間出版先を見つけることができなかった<sup>70</sup>というのも、そのことの証左であろう。

したがって、男性のものであれ女性のものであれ、同性愛に対する1920年代におけるイギリス社会の態度は全般的には否定的であったといわざるを得ないが、当局側の姿勢は、無視あるいは黙認という、いわば「寝た子を起すな」戦略が支配階層の幅広い支持を集めていた一方で、チャップマンのような理解ある治安判事や、『さびしさの泉』事件における税関局長フラウドのように過剰な検閲を拒否した人物も存在していた。数としてはきわめて限られているが、戦間期の性に対する態度の多様性を示唆する重要な存在であるように思われる。

また、女性同性愛に対する規制法案が廃案に追い込まれたことは、法で人びとを道徳的にする禁欲主義的なやり方の破綻が、エリート層においても認識されていたことを示している。性の過剰な抑圧は社会秩序管理の手法としては有効に機能しないとの認識が、第一次大戦後のイギリス社会では一定程度存在していた。しかし一方で、『さびしさの泉』裁判でみたように、同性愛の社会的承認の要求が公の場に持ち出された場合には、それを厳しく弾圧する方向へと当局の振り子は大きくふれた。さらには、そうした当局の姿勢を批判する者たちも、同性愛の積極的擁護としてではなく、表現の自由の擁護という枠組みでこの問題を把握することに終始した。

以上見てきたように、政府や治安当局などオフィシャルな領域での同性愛論議に限ってみても、戦間期1920年代の状況はウィークス

が指摘していたように錯綜していた。しかし私たちがまず確認すべきは、法とそれにもとづく警察の取り締まり行為を見る限り、男性同性愛者を取り巻く戦間期の環境はひじょうに厳しいものであったということであろう。20世紀前半のロンドンの各署警察活動や点にする快樂の場・空間との交渉の中で形成された男性同性愛者の存在とアイデンティティを、ロンドンの警察史料を駆使して浮かび上がったマット・ハウブルックの実証的でダイナミックな歴史研究は、警察の取り締まり活動の恣意性や非一貫性、あるいは大きな地域的偏差を明らかにしながらも、男性同性愛者はつねに過酷な法と監視の犠牲になる可能性に置かれていたことを示している<sup>71</sup>。おそらく、少数派とはいえ政府や議会の一部で、時代の偏見に制約されながらも、男性同性愛でも女性同性愛でも法律で同性愛行為を取り締まることの意義や実効性に対する疑念や留保がはっきりと表出され始めていたという事態もまた、そうした時代状況の中に置いてその意義を理解する必要があるように思われる。

#### 【註】

<sup>1</sup> ウルフェンデン委員会報告書の意義については、市橋秀夫「ウルフェンデン報告書と価値規範の変容—イギリスにおける同性愛犯罪法改革の社会史1957～1959年—」『埼玉大学紀要 教養学部』42巻1号（2006年）、pp. 1-21.

<sup>2</sup> この段落でのウィークスからの引用は、J. Weeks, *Sex, Politics and Society*, pp. 199-200. また、荻野美穂『生殖の政治学—フェミニズムとパースコントロール』第4章「性愛と結婚」も、当時の英米のフェミニストの性に対する急進性と保守性の両面を論じている。

<sup>3</sup> The Offences Against the Persons Act, 1861 (24 & 25 Vict. c. 100).

<sup>4</sup> The Criminal Law Amendment Act, 1885 (48 & 49 Vict. c. 69).

<sup>5</sup> Vagrancy Act, 1898 (61&62Vict.c.39). 1956年に性犯罪法として

まとめられる以前における同性愛行為を取り締まる諸法律については、HO 45/25036, 'Memorandum Submitted by the Home Office to the Departmental Committee on Homosexual Offences and Prostitution, "2. Homosexual Offences"' [1954]; Cambridge University, Faculty of Law, Department of Criminal Science, *Sexual Offences: a Report of the Cambridge Department of Criminal Science* (London, 1957)を参照のこと。

<sup>6</sup> ここで言及したエドワード時代の政府の態度については、Richard Davenport-Hines, *Sex, Death and Punishment: Attitudes to Sex and Sexuality in Britain since the Renaissance* (London, 1991), pp. 142-45を参照のこと。

<sup>7</sup> 'Table 2 Sexual offences recorded by the police 1898-2001/02' in Gavin Berman and Grahame Danby, *The Sexual Offence Bill [HL]: Policy Background*, House of Commons Library Research Paper 03/61, 10/7/2003, p. 53より作成。

<sup>8</sup> Ibid.

<sup>9</sup> この点については、J. Weeks, *Sex, Politics and Society*, p. 220も参照のこと。

<sup>10</sup> Matt Houlbrook, *Queer London: Perils and Pleasures in the Sexual Metropolis, 1918-1957* (Chicago and London, 2006).

<sup>11</sup> この点については、Patrick Higgins, *Heterosexual Dictatorship: Male Homosexuality in Post-war Britain* (London, 1996), ch.12も参照のこと。

<sup>12</sup> *HC Debates*, vol.145, col. 1802, 4/8/1921; speech made by Colonel Wedgwood.

<sup>13</sup> *HC Debates*, vol.145, cols. 1799-800, 4/8/1921.

<sup>14</sup> Richard Davenport-Hines, *Sex, Death and Punishment: Attitudes to Sex and Sexuality in Britain since the Renaissance* (London, 1991), p. 151.

<sup>15</sup> *HC Debates*, vol.145, cols. 1802-803, 4/8/1921.

<sup>16</sup> Josiah Clement Wedgwood, first Baron Wedgwood (1872-1943)

<sup>17</sup> *HC Debates*, vol.145, col. 1801, 4/8/1921.

<sup>18</sup> John Theodore Cuthbert Moore-Brabazon, first Baron Brabazon of Tara (1884-1964)

<sup>19</sup> *HC Debates*, vol.145, cols. 1804-1806, 4/8/1921.

<sup>20</sup> チャーチルの閣議での発言は、NA, CAB 128/27, CC (54) 20th Conclusion, Minute 4, 7/3/1954に記録されている。

<sup>21</sup> J・ウィークスは、「伝染病のように広まるかもしれないので議論しない方が良い」という「実用主義的な見解」が法案拒否の「もっとも説得力ある見解」だったとしている。J. Weeks, *Coming Out: Homosexual Politics in Britain from the Nineteenth Century to the Present* (London, 1990 revised ed.), p. 107.

<sup>22</sup> *HL Debates*, vol. 46, cols. 567-77, 15/8/1921.

<sup>23</sup> *HL Debates*, vol. 46, col. 577, 15/8/1921.

<sup>24</sup> James Edward Harris, 5th Earl of Malmesbury (1872-1950)

<sup>25</sup> *HL Debates*, vol. 46, col. 569, 15/8/1921.

<sup>26</sup> *HL Debates*, vol. 46, col. 570, 15/8/1921.

<sup>27</sup> Hamilton John Agmondesham Cuffe, 5th Earl of Desart (1848-1934)

<sup>28</sup> *HL Debates*, vol. 46, cols. 571-74, 15/8/1921.

<sup>29</sup> Frederick Edwin Smith, first Earl of Birkenhead (1872-1930)

<sup>30</sup> *HL Debates*, vol. 46, col. 574, 15/8/1921. マッキステンはのちの1922年7月5日の刑法改正法案の議論の際にも同性愛問題に言及し、「すべての国においてこれらの犯罪はデカダンスの始まりである」とし、同性愛者の精神状態はコカイン服用に帰着すると断罪した (*HL Debates*, vol. 156, cols. 453-54, 5/7/1922)。それでもなお満足できなかったマッキステンは、1922年7月20日の常任委員会段階（第二読会後に法案条項を逐次検討する委員会）でも、ふたたび女性同性愛行為を刑事罰化する修正案を提出し、委員長により修正範囲外事項として却下されている（NA, HO45/11084/430126所収の*HC Debates, Standing Committee D*, col. 107, 20/7/1922を参照のこと）。

<sup>31</sup> Cecil Chapman (1852-1938)。チャップマン自身はロンドンの公共道徳評議会 London Public Morality Council のメンバーでもあり (*Manchester Guardian*, 6/3/1929)、性の自由を無条件に奨励するような「進歩主義者」ではなかったが、性の平等の必要について強い信念で支持を表明していたし、また厳罰主義では犯罪抑止や更正が不可能であることをよく理解していたように思われる。

<sup>32</sup> この特別委員会は「刑法改正法案および性犯罪法案に関する両院特別委員会」である。

<sup>33</sup> Laura Doan, *Fashioning Sapphism: the Origins of a Modern English Lesbian Culture*, (New York, 2001), pp. 46-47, 48 and 49.

<sup>34</sup> *Ibid.*, p. 46に引用。

<sup>35</sup> ここでの引用はそれぞれ、Laura Doan, "Gross Indecency between Women": Policing Lesbians or Policing Lesbian Police', *Social and Legal Studies*, vol. 6, no. 4 (1997), p. 535; Laura Doan, *Fashioning Sapphism: the Origins of a Modern English Lesbian Culture* (New York, 2001), p. 36.

<sup>36</sup> *Report from the Joint Select Committee of the House of Lords and the House of Commons on the Criminal Law Amendment Bill and Sexual Offences Bill [H.L.] together with the Proceedings of the Committee, Minutes of Evidence and Appendices* (London, 1918), para. 2381.

<sup>37</sup> *Ibid.*, para. 2384.

<sup>38</sup> *Ibid.*, para. 2386.

<sup>39</sup> *Ibid.*, para. 2387.

<sup>40</sup> チャップマンについての短い追悼記事は *Manchester Guardian*, 25/6/1938 に掲載されている。

<sup>41</sup> Diana Souhami, *The Trials of Radclyffe Hall* (1999), pp. 168-75.

本書は、20世紀末になっても公開不可とされていた『さびしさの泉』裁判関連の政府文書のほか、各種の未公開文書を閲覧・利用した、現在手に入るもつとも詳細なホールの伝記である。なお、ウルフの書評は有力な自由主義的立場の時事週刊誌である *The Nation and Athenaeum*, 4/8/1928, p. 593 に掲載された。ウルフは「多くの人びとが想像するほどには異例でもなく異常でもないある心理状態の研究としては、本書はきわめて興味深い」としたが、生および感情豊かな言語表現のとくに後半部での欠落などを指摘し「芸術作品としては完全に失敗している」と評した。

<sup>42</sup> Diana Souhami, *The Trials of Radclyffe Hall* (1999), p. 176 から重引。

<sup>43</sup> Douglas McGarel Hogg, first Viscount Hailsham (1872-1950)

<sup>44</sup> Diana Souhami, *The Trials of Radclyffe Hall* (1999), pp. 180-81.

<sup>45</sup> Sir Francis Floud (1875-1965)

<sup>46</sup> Alan Travis, *Bound and Gagged: A Secret History of Obscenity in Britain* (London, 2001), pp. 58-59; Diana Souhami, *The Trials of Radclyffe Hall* (1999), pp. 190-91.

<sup>47</sup> Alan Travis, *Bound and Gagged: A Secret History of Obscenity in Britain* (London, 2001), p. 60 に引用されている内務省文書の記録を参照のこと。

<sup>48</sup> Diana Souhami, *The Trials of Radclyffe Hall* (1999), p. 192; *Manchester Guardian*, 20/10/1928..

<sup>49</sup> *Manchester Guardian*, 10/11/1928.

<sup>50</sup> *Ibid.*

<sup>51</sup> *Manchester Guardian*, 17/11/1928.

<sup>52</sup> *Manchester Guardian*, 15/12/1928.

<sup>53</sup> Alan Travis, *Bound and Gagged: A Secret History of Obscenity in Britain* (London, 2001), pp. 68-70.

<sup>54</sup> Alkarim Jivani, *It's Unusual: A History of Lesbian and Gay Britain in the Twentieth Century* (1997), pp. 28 and 30.

<sup>55</sup> *Nation and Athenaeum*, 1/9/1928, p. 696.

<sup>56</sup> 抗議の投書は、9月1日、8日、15日、22日、10月6日と掲載されている。フォースターとウルフの投書は9月8日、エリオットの当初は9月15日に掲載された。

<sup>57</sup> Diana Souhami, *The Trials of Radclyffe Hall* (1999), p. 197; Alan Travis, *Bound and Gagged: A Secret History of Obscenity in Britain* (London, 2001), pp. 63-64

<sup>58</sup> *Manchester Guardian*, 22/11/1928.

<sup>59</sup> N. St. John-Stevás, *Obscenity and the Law* (London and Colchester, 1956), p. 103. 編集者宛の抗議文は1928年11月22日に掲載された。

<sup>60</sup> *Manchester Guardian*, 17/12/1928.

<sup>61</sup> *Manchester Guardian*, 20/11/1928.

<sup>62</sup> Alan Travis, *Bound and Gagged: A Secret History of Obscenity*

in *Britain* (London, 2001), p. 70.

<sup>63</sup> エリスの著作の裁判においては起訴されたのは著者ではなく本の販売主であり、ホール同様著者には裁判での発言の機会がなかった。Arthur Calder-Marshall, *Havelock Ellis* (London, 1959), pp. 157-72; N. St. John-Stevan, *Obscenity and the Law* (London and Colchester, 1956), pp. 84-85; C. H. Rolph, *Books in the Dock* (London, 1969), pp. 58-59. 『性対象倒錯』裁判においても、起訴された時点ではただちに「自由な出版擁護委員会」が結成され、H・M・ハインドマン、B・ショウ、エドワード・カーペンター、ジョージ・ムーア、ウォルター・クレイン、ウィリアム・シャープといった著名な左派系の作家や美術家が名を連ねて『性対象倒錯』擁護の態勢は整えられた (Arthur Calder-Marshall, *Havelock Ellis* (London, 1959), pp. 164-65.)。しかしこのときの裁判では、書籍を販売した被告トマス・ベッドバラが警察の誘いに乗って裁判の土壇場で有罪を自ら認めたという事実があったために不当判決を訴える余地は誰にも残されていなかったという事実があるにせよ、なんらかの当局への批判や法改正の動きはまったくみられなかったのである。

<sup>64</sup> この裁判に言及した二次文献で、判決後の抗議の声や活動にふれたものは筆者の知る限りひとつもない。

<sup>65</sup> J. A. Hobson, 'The Liberty of unlicensed Printing', *The Nation and Athenaeum*, 16/3/1929, pp. 831-32.

<sup>66</sup> *Nation and Athenaeum*誌上で、1929年3月23日～6月1日のあいだ毎週読者投書欄において議論の応酬があった。この誌上論争では、世界の偉大な文学作品は一般に猥褻から完全に自由であり検閲は必要であると主張したギルバート・マーレイ教授を支持する投書が、検閲に反対する投書以上に多く掲載されている。

<sup>67</sup> *Manchester Guardian*, 6/3/1929.

<sup>68</sup> Introduction by Ross Mckibbin to Marie Stopes, *Married Love* (Oxford, 2004 ed.), pp. xlv-li.

<sup>69</sup> 荻野美穂『生殖の政治学—フェミニズムとバースコントロール』(山川出版社、1994年)、232-35頁; Introduction by Ross Mckibbin to Marie Stopes, *Married Love* (Oxford, 2004 ed.), pp. xxii-xxiii.

<sup>70</sup> Matt Houlbrook, *Queer London: Perils and Pleasures in the Sexual Metropolis, 1918- 1957* (Chicago and London, 2006), p. 248.

<sup>71</sup> 警察の各署の治安活動の非一貫性については、注70のホウルブルックの研究書Part 1をとくに参照のこと。